										_
備	考	l					 	 	 	
							 	 	 	-
							 	 	 	-
公益	社団法	人東京	都宅地類	數取引	業協	<u> </u>	 	 	 	
	研修	センタ	- 0 3	(3234)	1)469	1	 	 	 	_
注言	音車項	ā								

- 注意、事より
 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
 2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する 講習を受講すること。